

## 議 事 録

会 議 名	平成28年 第10回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成28年10月26日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 3階議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進      会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄      2番 佐藤 晃      4番 市川澄雄 5番 金子幸一      7番 吉田勝己		合計7名
欠席委員	3番 大久保泰明		
農業委員会事務局	事務局長：高橋恵一      主査：原田智香      主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第3 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成28年第10回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、3番大久保委員1名です。 出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人に、1番木内委員と2番佐藤委員を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号49号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号49号を朗読)(説明) 当案件は、位置図にありますとおり大蔵にある青少年広場北側、農業振興地域外の市街化調整区域にある農地2筆です。登記地目は田となっておりますが、現況は休耕畑です。 譲受人は、隣地を資材置場として使用している水道業者で、業務拡大等により土砂、碎石等約200立米の資材置場が必要となり、利便性等から隣地を選定し、ここで所有者との売買契約が見込まれ、転用許可申請に至りました。 なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、市街化区域から連たんしていることから第3種農地となります。</p> <p>会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6 番：10月14日に事務局と現地調査をしました。事務局の説明のとおり休耕畑で、東側は譲受人使用の資材置場で既存壁があり、北側は水道道でフラット、西側は町道と南側の水道道の境界には高低差がありますが、45度の法面を施し転圧することですので、問題はないと思われま。</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号49号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。 次に議案番号50号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号50号を朗読)(説明)</p>		

	<p>当該地は位置図にありますとおり県道46号相模原茅ヶ崎線隣接の田端一之宮境にあります農業振興地域内の市街化調整区域にある農地3筆です。こちらの議案についても登記地目は田ですが、現況は畑です。</p> <p>譲受人は、海老名市に事業所を置く廃棄物の再利用・再資源化等を生業とする会社で、寒川町内及び神奈川県内の一般家庭等から排出される樹木・剪定枝等の木くずを一時的に保管し、破碎選別処理工場を介しチップ化し、バイオマス発電燃料用等に再利用する工程の中での一時保管場所となります。</p> <p>海老名市にある事業所、その他神奈川県内等への運搬収集する際に適地を探していたところ、県道に面し圏央道の出入口にも近いことからの利便性、剪定枝等常時580トンを保管できる広さということもあり、所有者との賃貸借契約ができることとなり、転用許可申請に至りました。</p> <p>なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地となります。</p> <p>会 長：続いて、担当地区委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1 番：10月14日に事務局と現地調査をしました。県道46号に面しているため利便性が良いとのこと、当該地を選ばれたようです。西側に用水路、用水路を挟んで農地がありますが、2メートル高の鋼板を設置し被害防除に努めるとのことです。周辺には事業所等も多く、転用はやむを得ないと思われま。</p> <p>会 長：ではこれより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>6 番：県道を通る機会があったので農地を見てみました。北側の農地については県道よりも低いようでしたが、高さは県道に合わせるのでしょうか。</p> <p>1 番：高さは県道に合わせるよう盛土をする計画になっています。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号50号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。</p> <p>会 長：次に日程第2、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号69号から71号の3件と、日程第3、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号72号から77号の6件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号69～77号を朗読)(説明)</p> <p>いずれも添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言がないようですので届出の報告事項については了承されたこととします。</p> <p>最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会 長：では、以上をもって平成28年第10回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資料	1. 平成28年第10回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(1番) 木内 幹雄                      議事録署名人(2番) 佐藤 晃

本議事録は、平成28年11月24日、承認・署名を得て確定しました。